

平成二十七年八月十八日提出  
質問第三八四号

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木貴子

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

本年五月十五日から行われる予定だった第一回「ビザなし交流」が、急きよ中止になった。

右と、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三六七号）、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三四七号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三二五号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書及び前々回質問主意書で、「政府答弁書を起案した者及び決裁を行った者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。」と判断した者を明らかにするよう問うてきたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三六七号）では、何ら誠実に答弁をなされていない。また「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三四七号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三二五号）でも不誠実な答弁を繰り返しているだけである。「政府答弁書を起案した者及び決裁を行った者の官職氏名を明らかにする必要がある」と判断した者を明らかにできない理由があるのか。理由があるのであれば答えられたい。

二 「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三六七号）、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三四七号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三二五号）を起案した者の官職氏名、また決裁を行った者の官職氏名

を明らかにされたい。また、質問に対し誠実な答弁を求める。  
右質問する。